

教育職員免許状について

中学校又は高等学校教諭一種免許状(工業、情報、数学又は理科)を取得している者、又は一種免許に必要な単位を取得している者は、別表「授業科目」から下記のとおり単位を取得し、なおかつ専修免許状の基礎資格を満たすことにより専修免許を取得することができる。

※免許状の基礎資格:専修免許状については修士の学位を有すること(短大を除く大学の専攻科または大学院の課程に一年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)

専攻	免許状の種類	取得科目及び単位数
工学専攻 (知能情報プログラム以外)	高等学校教諭専修免許状 (工業)	工業の教科に関する科目 24単位以上
工学専攻 (知能情報プログラム)	高等学校教諭専修免許状 (情報)	情報の教科に関する科目 24単位以上
数理科学専攻	中学校教諭専修免許状 (数学)	数理科学専攻提供科目から 24単位以上
	高等学校教諭専修免許状 (数学)	
物質地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科)	物質地球科学専攻提供科目から 24単位以上
	高等学校教諭専修免許状 (理科)	
海洋自然科学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科)	海洋自然科学専攻提供科目から 24単位以上
	高等学校教諭専修免許状 (理科)	

※学部授業科目、大学院特別講義及び研究成果物報告法は除く

※科目リストは教員免許取得の手引き参照